

令和6年度新宿区食品衛生監視指導計画案に対する意見募集結果について

1 意見募集期間

令和6年1月25日(木)から2月9日(金)まで

2 実施方法

- (1) 令和6年1月25日広報新宿及びホームページへ意見募集案内を掲載
- (2) 衛生課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所及び区立図書館で計画案の閲覧及び配付

3 提出方法

- (1) 郵送 (2) ファクシミリ (3) 衛生課窓口持参
- (4) ホームページからの入力

4 提出意見

意見総数 2件 [提出者：1名]

5 意見の反映等

分類	件数
A 計画に反映する	0
B 趣旨は計画に取り込んでいる	2
C 趣旨に沿って取り組む	0
D 取り組みの参考とする	0
E 意見として伺う	0
F 質問に回答する	0

6 意見と区の考え方

意見とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

No.	意見	区の考え方
1	<p>【食品等事業者による自主的な衛生管理の推進】</p> <p>新宿区は23区保健所、他自治体との連携を一層強化し、食品衛生責任者において食中毒防止、手洗いの徹底に啓発を行っていただきたい。</p>	<p>B 趣旨は計画に取り込んでいます。</p> <p>調理従事者等を対象に、手洗い検査機材の貸し出しを行い、正しい手洗い方法の周知徹底を図ります。また、食品衛生のDVDの貸し出しを行い、調理従事者への食品衛生教育の充実を図ります。</p> <p>さらに、食品等事業者を対象とした業態別講習会を開催し、食中毒予防、自主的衛生管理や食品衛生に関する最新情報を提供し、食品衛生責任者や調理従事者等の衛生知識の向上を図ります。</p> <p>(計画案8、9ページ)</p>
2	<p>【食品衛生情報の発信】</p> <p>食中毒の怖さを知っていただくよう、新宿区もインターネットによる啓発だけでなくSNSや駅・ショッピングモール、百貨店等のデジタル画面の啓発をしていただきたい。</p>	<p>B 趣旨は計画に取り込んでいます。</p> <p>食中毒の多発する時期の注意喚起や食品の安全確保に関する情報を、区ホームページや広報誌だけでなく、新宿駅周辺の街頭大型ビジョン及び新宿区役所本庁舎の電子案内板(デジタルサイネージ)を活用して、積極的に情報提供します。</p> <p>(計画案8ページ)</p>